

第 9 9 回 姫路市農業委員会総会議事録

開催日時 令和 7 年（2025年） 8 月 2 5 日（月） 午後 1 時 3 0 分から午後 2 時 4 5 分  
開催場所 姫路市役所 本館 1 0 階 第 4 会議室

農業委員の出欠状況及び署名委員

| 議席番号 | 氏 名     | 出 欠 | 署名委員 | 備 考     |
|------|---------|-----|------|---------|
| 1    | 後 藤 明 彦 | 出席  |      |         |
| 2    | 小 林 隆   | 出席  |      |         |
| 3    | 森 下 光 春 | 出席  |      |         |
| 4    | 大 西 正 紀 | 出席  |      |         |
| 5    | 岡 本 富 博 | 出席  |      |         |
| 6    | 船 引 政 則 | 出席  |      |         |
| 7    | 嘉ノ海 敏 明 | 出席  |      |         |
| 8    | 青 田 俊 則 | 出席  |      |         |
| 9    | 沼 田 静 雄 | 出席  |      |         |
| 10   | 嶋 田 秀 文 | 出席  |      |         |
| 11   | 飯 塚 祐 樹 | 出席  |      |         |
| 12   | 竹 内 己 良 | 欠席  |      |         |
| 13   | 橋 本 静 枝 | 出席  |      |         |
| 14   | 小 林 弘 行 | 出席  |      |         |
| 15   | 吉 田 勝 博 | 出席  |      |         |
| 16   | 竹 内 光 明 | 出席  |      |         |
| 17   | 福 永 信 幸 | 出席  | ○    | 会長職務代理者 |
| 18   | 青 田 誠   | 出席  | ○    | 会長職務代理者 |
| 19   | 田 磨 仁 志 | 出席  |      | 会長      |

その他の出席者 0 名

農業委員会事務局職員 3 名

## 議事内容

|       |                                                                    |
|-------|--------------------------------------------------------------------|
| 議案第1号 | 農地確認及び非農地確認について                                                    |
| 議案第2号 | 農地法第3条の規定による許可申請について                                               |
| 議案第3号 | 農地法施行規則第29条第1号の確認について                                              |
| 議案第4号 | 農地法第5条の規定による許可申請について                                               |
| 議案第5号 | 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項及び第4項による農用地利用集積等促進計画作成における農業委員会からの意見聴取について |
| 議案第6号 | 非農地判断について                                                          |
| 報告第1号 | 農地法第3条の規定による許可申請等に係る聞き取り調査について                                     |
| 報告第2号 | 農地法第4条の規定による届出の専決について                                              |
| 報告第3号 | 農地法第5条の規定による届出の専決について                                              |
| 報告第4号 | 合意による解約等の通知について                                                    |
| 報告第5号 | 県許可案件の許可状況について                                                     |
| 報告第6号 | 農業経営改善計画（認定農業者）の認定について                                             |

|     |                                                                                                                                                                                                                                                              |
|-----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|     | (令和7年8月25日 午後1時30分)                                                                                                                                                                                                                                          |
| 議長  | 予定の方が揃われましたので、只今から、第99回総会を開催致します。<br><br>【 議長挨拶 】<br><br>現在の出席者数は、農業委員19名中18名の出席で過半数に達しており、会議は成立しております。<br>なお、竹内己良委員から欠席の連絡を頂いております。<br>それでは、議案審議に先立ちまして、本日の議事録署名委員を議長より指名させていただきますのでよろしいでしょうか。                                                              |
| 各委員 | 異議なし。                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 議長  | 異議なしの声を得ましたので、本日の議事録署名委員を福永信幸委員と青田誠委員をお願いいたします。<br>それでは、これより議案審議に入ります。いずれも慎重審議をよろしく願いします。<br>議案第1号「農地確認及び非農地確認」について、事務局から説明をお願いします。                                                                                                                          |
| 事務局 | 議案第1号（P1～P2）を説明する。<br>〔農地確認及び非農地確認について〕<br><br>この度は、非農地確認の申請が9件提出されております。<br>1番です。<br>大塩町の畑2筆□□□□□につきまして、「平成11年以前から駐車場と山林及び崖地となっている」との申請です。<br>2番です。<br>林田町口佐見の田□□□□□につきまして、「昭和54年より住宅敷地の一部として利用している」との申請です。<br>3番です。<br>林田町六九谷の田□□□□□につきまして、「昭和61年以前より養鶏場跡へ |

の出入り口として利用している」との申請です。

4 番です。

安富町皆河の田□□□□につきまして、「平成 1 8 年以前より住宅への進入路及び車庫として利用している」との申請です。

5 番です。

豊富町豊富の田□□□□につきまして、「平成 1 2 年以前から山林となっている」との申請です。

6 番です。

豊富町御蔭の畑□□□□につきまして、「平成 6 年以前から住宅敷地の一部として利用している」との申請です。

7 番です。

飾東町北山の畑 2 筆□□□□□につきまして、「平成 1 6 年以前から山林となっている」との申請です。

8 番です。

花田町小川の田□□□□につきまして、「平成 1 6 年以前から住宅敷地の一部となっている」との申請です。

9 番です。

別所町佐土の田 2 筆□□□□□□□につきまして、「平成 1 6 年以前から作業場となっている」との申請です。

現況は、いずれも申請どおりの内容となっており、各担当委員から「適当である」との意見を頂いております。各地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご審議お願いいたします。

議 長

有難うございます。

只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問、その他補足事項はございませんか。

各 委 員

・・・。

議 長

特にないようですので、承認とすることよろしいでしょうか。

各 委 員

異議なし。

議 長

「異議なし」の声を得ましたので、承認と致します。

次に、議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局

〔農地法第 3 条の規定による許可申請について〕

議案第 2 号（P 3～P 6）を説明する。

説明に入ります前に資料の一部訂正をお願いいたします。

4 番の案件でございますが、申請者から申請地の一部について取下げがありました。地番□□□□について、削除をお願いいたします。これに伴い、耕作面積は「□□□□□□」から「□□□□□□」に変更となります。次に、1 3 番の案件でございますが、申請人から訂正がありましたので、譲受人の住所を「□□□□□」を「□□□□□」に、訂正をお願いいたします。また、備考の加西市の耕作面積を「□□□□□□」から「□□□□□□」に訂正をお願いします。

それでは説明させていただきます。

農地法第 3 条の規定による許可申請について、この度は、2 0 件の申請が提出されております。参考資料もあわせてご覧ください。

所有権の移転が 1 3 件、使用貸借権の設定が 7 件で、市街化区域の案件が 1 番、5 番、6 番である外は、いずれも調整区域または都市計画区域外の案件とな



□□□とのことです。

なおこの案件、現在耕作面積が0㎡ですが、北東部地区農政協議会では「自宅に隣接しており面積が小さいため、新規農家の聞き取り調査は必要なし」との意見となっております。

6番以降につきましては、既に耕作面積がある方の案件です。

6番です。

野里の田□□□□につしまして、砥堀の□□□□□□が、□□□□□から「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、耕作面積は□□□□□になる予定です。作付作物は「露地野菜」となっております。

7番です。

林田町六九谷の田□□□□につしまして、林田町六九谷の□□□□□□が、□□□□□□から「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、耕作面積は□□□□□□になる予定です。作付作物は「水稻」となっております。

8番です。

安富町安志の田□□□□□□につしまして、安富町長野の□□□□□□が、□□□□□□から「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、耕作面積は□□□□□□□になる予定です。作付作物は「水稻」となっております。

9番です。

安富町狭戸の田□□□□□□につしまして、安富町狭戸の□□□□□□が、□□□□□□から「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、耕作面積は□□□□□□□になる予定です。作付作物は「水稻」となっております。

10番です。

安富町狭戸の田3筆□□□□□□□につしまして、安富町狭戸の□□□□□□が、□□□□□□から「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、耕作面積は□□□□□□□になる予定です。作付作物は「水稻」となっております。

11番です。

安富町皆河の田□□□□につしまして、安富町皆河の□□□□□□が、□□□□□□から「贈与を受けたい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、耕作面積は□□□□□□□になる予定です。作付作物は「露地野菜」となっております。

12番です。

花田町上原田の田□□□□につしまして、飾東町庄の□□□□□□□が、□□□□□□□□から「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、耕作面積は□□□□□□□になる予定です。作付作物は「露地野菜」となっております。

13番です。

別所町北宿の田□□□□につしまして、別所町別所の□□□□□□が、□□□□□□□□から「贈与を受けたい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、耕作面積は□□□□□□□になる予定です。作付作物は「水稻」となっております。

14番以降につきましては、農地に設定された利用権が終期を迎えたことからの切り替え更新手続き分の案件となっております。現在の借人が引き続き借り受けて耕作されるものとの申請となっており、使用貸借権の設定が7件となっております。許可後の耕作面積に変動はありません。

いずれの案件も、各地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご審議お願いいたします。

議長

有難うございます。

|       |                                                                                                                                                                                                                                                 |
|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|       | 新規農家の聞き取り調査の要不要は後に回して、まずは、全20件の許可相当の判断について、審議したいと思います。只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等はありませんか。                                                                                                                                                            |
| 委 員   | 10番の譲受人は、中国の方ですが令和5年の新規農家の聞き取り調査の時のことを覚えています。耕作面積が広がってきていますが、耕作状況は、どうでしょうか。                                                                                                                                                                     |
| 事 務 局 | 同じ村の元農業委員が支援していると聞いていますが、誰が耕作しているかまでは事務局で確認していませんが、今回の申請を受付するにあたり現況は農地で営農に問題ないものと確認しております。                                                                                                                                                      |
| 委 員   | 同じ村になりますが、本人は事業に専念していて農業をやっていませんが、お父さんお母さんが農業をされていて、農地の現況も農業をされていて、水稻をされていて特に問題ないと思います。                                                                                                                                                         |
| 議 長   | ほかに、なにかございますでしょうか。                                                                                                                                                                                                                              |
| 各 委 員 | ・・・                                                                                                                                                                                                                                             |
| 議 長   | ご質問もない様ですので、それでは、総会規定に基づき、採決します。いずれも許可相当と判断される方は挙手をお願いします。                                                                                                                                                                                      |
| 各 委 員 | (全員挙手)                                                                                                                                                                                                                                          |
| 議 長   | 全員の挙手をいただきましたので、いずれについても許可相当といたします。<br>次に、新規農家の聞き取り調査についてですが、事務局からの説明もありましたが地区協議会の意見では、3番と4番については必要、1番と2番、それから5番については必要なし、との意見でしたが、こちらについてなにかご意見等ありますでしょうか。                                                                                     |
| 各 委 員 | ・・・。                                                                                                                                                                                                                                            |
| 議 長   | 特にないようですので、3番と4番について聞き取り調査をするということによろしいでしょうか。                                                                                                                                                                                                   |
| 各 委 員 | 異議なし。                                                                                                                                                                                                                                           |
| 議 長   | 「異議なし」の声を得ましたので、3番と4番について、9月3日に来ていただいて新規農家の聞き取り調査を実施することとします。<br>続きまして、議案第3号「農地法施行規則第29条第1号の確認」について、事務局から説明をお願いします。                                                                                                                             |
| 事 務 局 | 議案第3号（P6）を説明する。<br>〔農地法施行規則第29条第1号の確認について〕<br><br>200㎡未満の農地を農業用倉庫などの農業用施設用地に利用する場合は、農地法第4条の規定による県知事の転用許可は不要となっていますが、これに該当するとして2件の確認願が提出されております。参考資料もあわせてご覧ください。<br>どちらも、「周辺農業への支障のおそれ」につきましては、転用目的に照らして汚水の排水等は認められないことから、周辺農業への支障はないものと考えております。 |

|       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|       | <p>1 番です。</p> <p>網干区興浜の畑の一部□□□につきまして、「農業用倉庫として利用したい」との確認申請です。現況はすでに「農業用倉庫」となっており、このことにつきまして「事情書」が添付されております。</p> <p>2 番です。</p> <p>夢前町菅生潤の畑の一部□□□につきまして、「農業用倉庫として利用したい」との確認申請です。現況はすでに「農業用倉庫」となっており、議案第 2 号の 3 条案件の 4 番の譲受人が引き続き農業用倉庫として利用する計画となっております。</p> <p>どちらの案件も、中南部地区及び北西部地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。</p> <p>以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご審議お願いいたします。</p>                                                                                                                                                                                              |
| 議 長   | <p>有難うございました。</p> <p>事務局の説明その他について、ご意見、ご質問等ございませんか。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 委 員   | <p>1 番の事情書とは、なんですか。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 事 務 局 | <p>表題を事情書と表現された、つまりは始末書です。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 委 員   | <p>農業用倉庫がすでに建っているのですが、これは兄が建てたものだということです。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 議 長   | <p>ほかに、なにかございますか。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 各 委 員 | <p>・・・。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 議 長   | <p>特にないようですので、承認とすることよろしいでしょうか。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 各 委 員 | <p>異議なし。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 議 長   | <p>「異議なし」の声を得ましたので、承認と致します。</p> <p>それでは続きまして、議案第 4 号「農地法第 5 条の規定による許可申請」及び「農地法施行規則第 5 3 条の協議及び確認」について、事務局から説明をお願いします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 事 務 局 | <p>議案第 4 号（P 7～P 8）を説明する。</p> <p>〔農地法第 5 条の規定による許可申請について〕</p> <p>農地法第 5 条の規定による許可申請について、この度は、6 件の申請が提出されております。参考資料もあわせてご覧ください。</p> <p>3 番が都市計画区域外の案件である外は、いずれも調整区域の案件となっております。「代替地の有無」につきましてはいずれも「他に事業目的に適した代替地はない」となっており、「転用に必要な資力」につきましては、いずれも確保されております。「周辺農業への支障のおそれ」につきましては、いずれも転用目的に照らして汚水の排水等は認められないことから、周辺農業への支障はないものと考えております。</p> <p>それでは案件ごとに、申請の概要をご説明いたします。</p> <p>1 番です。</p> <p>勝原区丁の畑□□□につきまして、□□□□□□が、「譲り受けて、露天資材置場にしたい」との転用の申請です。申請地の農地区分は、集団性のある農地等の「第 1 種農地」に該当すると考えておりますが、不許可の例外である「既存施設の 2 分の 1 以下の拡張」に該当するものとして申請されております。「事業内</p> |

調整区域の西脇の畑6筆の一部計285㎡につきまして、西播磨県民局光都



|       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|       | <p>土地改良センターから「使用貸借権で借り受けて、ため池改修工事にかかる仮設進入路として一時的に利用したい」との一時転用の確認願です。転用期間は令和10年3月31日までとなっております。申請地の農地区分は「農用地区域内農地」となっております。「農用地区域内農地」は原則転用許可はできませんが、一時的であることと、「農業振興地域整備計画上支障がない」ことを条件に許可されるものとして申請されたものです。当該転用による姫路市農業振興地域整備計画上の支障の有無について、市農政総務課へ意見を求めたところ、「支障なし。ただし、一時転用の必要がなくなった場合は、直ちに原状回復すること」との回答を得ております。「事業内容」につきましては、太子町の栗岡池改修工事に係る仮設進入路として利用する計画となっております。「周辺農業への支障のおそれ」につきましては、転用目的に照らして汚水の排水等は認められないものと考えます。</p> <p>北西部地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご審議お願いいたします。</p> |
| 議 長   | <p>有難うございました。</p> <p>事務局の説明その他について、ご意見、ご質問等ございませんか。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 委 員   | <p>1番は、保管庫、倉庫を建てるのですか。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 事 務 局 | <p>倉庫のような建築物を建てる計画ではないです。ヨド物置のようなものを設置するのではないかと思います。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 委 員   | <p>雨にぬれても大丈夫なものを、雨ざらしの状態で置く感じだそうです。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 議 長   | <p>ほかに、なにかありますか。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 各 委 員 | <p>・・・。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 議 長   | <p>特にないようですので、それでは採決します。許可相当とすることに賛同いただける方は挙手をお願いします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 各 委 員 | <p>(全員挙手)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 議 長   | <p>全員の挙手を確認しましたので、許可相当とします。</p> <p>次に、議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項及び第4項による農用地利用集積等促進計画作成における農業委員会からの意見聴取」について、事務局より説明をお願いします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 事 務 局 | <p>議案第5号（P9～P46）を説明する。</p> <p>〔農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項及び第4項による農用地利用集積等促進計画作成における農業委員会からの意見聴取について〕</p> <p>農地中間管理事業にかかる農地の貸し借りにつき、農地中間管理機構である公益社団法人ひょうご農林機構から、農用地利用集積等促進計画を県知事へ認可申請するにあたり、農業委員会の意見を求められているものでございます。参考資料（中間管理）も併せてご覧ください。</p> <p>農業委員会としましては、農地法3条の許可基準を準用して、意見についてのご審議をいただくことになります。</p> <p>この度の権利設定は、全体として、新規の設定が「15件、25筆、36,459㎡」、再設定が「553件、986筆、1,311,989.94㎡」、合計「568件、1,011筆、1,348,448.94㎡」の計画となっております。</p>                                                                    |

案件の説明に当たりまして、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、「自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」こととされております。172番から199番が□□□□の案件、218番から249番が□□□□の案件、404番から568番が□□□□□□□□□□□□の案件となっておりますので、まず、その外の案件からご審議をお願いいたします。

新規の設定が「14件、23筆、33,906㎡」、再設定の設定が「329件、556筆、802,112.35㎡」、合計「343件、579筆、836,018.35㎡」の計画となっております。

各地区農政協議会におきましては、特に問題点はでておりません。本日の審議の結果を、ひょうご農林機構へ送付したいと考えております。

以上、農用地利用集積等促進計画への意見につきまして、よろしくご審議お願いいたします。

議長 只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

各委員 ……。

議長 それでは、承認することよろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

議長 「異議なし」の声を得ましたので、承認致します。

議長 [□□□□関係の案件]  
それでは、□□□□、ご退室をお願いします。

【□□□□ 退室】

事務局 それでは、172番から199番についてご説明いたします。  
再設定が「28件、58筆、92,099㎡」の計画となっております。北西部地区農政協議会におきましては、特に問題点はでておりません。  
以上、どうぞよろしくご審議お願いいたします。

議長 只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

各委員 ……。

議長 それでは、承認することよろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

議長 「異議なし」の声を得ましたので、承認致します。

【□□□□ 入室】

議長 □□□□の案件は承認となりましたので報告します。

議長 [□□□□関係の案件]  
それでは、□□□□、ご退室をお願いします。

【□□□□ 退室】

|       |                                                                                                                                                                          |
|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事 務 局 | <p>それでは、２１８番から２４９番についてご説明いたします。</p> <p>新規の設定が「１件、２筆、２，５５３㎡」、再設定が「３１件、４９筆、６３，７９７㎡」の計画となっております。北西部地区農政協議会におきましては、特に問題点はでておりません。</p> <p>以上、どうぞよろしくご審議お願いいたします。</p>          |
| 議 長   | 只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。                                                                                                                                           |
| 各 委 員 | ・・・。                                                                                                                                                                     |
| 議 長   | それでは、承認することよろしいでしょうか。                                                                                                                                                    |
| 各 委 員 | 異議なし。                                                                                                                                                                    |
| 議 長   | <p>「異議なし」の声を得ましたので、承認致します。</p> <p>【□□□□ 入室】</p>                                                                                                                          |
| 議 長   | □□□□の案件は承認となりましたので報告します。                                                                                                                                                 |
| 議 長   | <p>[□□□□関係の案件]</p> <p>それでは、□□□□、ご退室をお願いします。</p> <p>【□□□□ 退室】</p>                                                                                                         |
| 事 務 局 | <p>それでは、４０４番から５６８番についてご説明いたします。</p> <p>再設定が「１６５件、３２３筆、３５３，９８１．５９㎡」の計画となっております。北東部地区農政協議会におきましては、特に問題点はでておりません。</p> <p>以上、どうぞよろしくご審議お願いいたします。</p>                         |
| 議 長   | 只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。                                                                                                                                           |
| 各 委 員 | ・・・。                                                                                                                                                                     |
| 議 長   | それでは、承認することよろしいでしょうか。                                                                                                                                                    |
| 各 委 員 | 異議なし。                                                                                                                                                                    |
| 議 長   | <p>「異議なし」の声を得ましたので、承認致します。</p> <p>【□□□□ 入室】</p>                                                                                                                          |
| 議 長   | <p>□□□□の案件は承認となりましたので報告します。</p> <p>次に、議案第６号「非農地判断」について、事務局から説明をお願いします。</p>                                                                                               |
| 事 務 局 | <p>議案第６号（Ｐ４７）を説明する。</p> <p>〔非農地判断について〕</p> <p>非農地判断について、ご説明いたします。</p> <p>農業委員会が利用状況調査を行った結果、農地として回復することが困難であると判断した農地につきましては、無断転用である場合を除き所有者の申請を待たず非農地と判断することとされています。</p> |

|       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|       | <p>案件について説明いたします。お手元の写真も参考でご確認願います。</p> <p>この度、上程しました農地につきまして所有者が相続土地国庫帰属制度の適用を申請し、国に農地を返納しようとしたところ、現況が農地でないため、法務局より連絡を受けた近畿農政局から要請があり、非農地判断を行うものであります。当該農地の現況につきましては、雑木が生えているなど山林原野化しています。また、基盤整備事業の実施など農業的利用を図るための条件整備が実施される見込みもないため、農地として復元しても継続しての利用が見込めません。そのため再生利用が困難な農地であると判断せざるを得ないため、農業委員会で非農地判断を実施したいと考えています。</p> <p>なお、担当委員から非農地判断することについてやむを得ないのご意見をいただいています。</p> <p>説明は以上です。農業委員会として非農地判断を実施することの可否についてご審議願います。</p> |
| 議 長   | 只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 委 員   | 相続土地国庫帰属制度について説明してください。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 事 務 局 | <p>相続土地国庫帰属制度とは、相続や遺贈で取得した管理が難しく不要な土地の所有権を、一定の要件を満たした上で、負担金を納付して国に引き渡すことができる制度です。自分で購入した土地や、贈与で取得した土地は対象外です。負担金は10年分の管理費用として20万円となっています。市街地の場合は数百万円になるようです。地目によって負担金が変わり、今回の山林の場合は23万円になるようです。審査手数料が土地一筆当たり1万4千円必要で、この手数料は却下・不承認であっても返還されません。建物があつたり権利設定がされていたり境界が明らかでない土地などは申請を受け付けてくれないなど要件が厳しくされている部分があります。なお、現在までに本市では3件ほどが承認を受けていて、近畿農政局が年2回草刈りを地元と協議して実施してくれているとのことです。</p>                                                 |
| 議 長   | そのほかに、なにかご質問等ございますか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 各 委 員 | ・・・。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 議 長   | それでは、承認することよろしいでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 各 委 員 | 異議なし。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 議 長   | <p>「異議なし」の声を得ましたので、承認致します。</p> <p>次に、報告事項に入ります。</p> <p>報告第1号について、事務局から説明をお願いします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 事 務 局 | <p>報告第1号（P48）を説明する。</p> <p>〔農地法第3条の規定による許可申請等に係る聞き取り調査について〕</p> <p>農地法第3条の規定による許可申請の決定に係る聞き取り調査について、7月にご審議いただきました新規農家2件の聞き取り調査を、8月6日に実施いただきました。</p> <p>当日は、1番については本人が、2番については妻が来庁され、担当委員から、本人の営農意欲、農機具等の状況、通作距離の確認、営農計画の聴取等、営農指導をいただき、誓約書も提出されましたので、同日付にて許可書を交付しておりますことを報告いたします。</p>                                                                                                                                             |

|     |                                                                                                                                                                              |
|-----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 議長  | 報告ありがとうございます。<br>それでは、聞き取り調査メンバーの委員から発表をお願いします。                                                                                                                              |
| 委員  | <div style="border: 1px solid black; height: 100px; width: 100%;"></div>                                                                                                     |
| 議長  | 報告ありがとうございました。<br>なにか、ご意見ご質問等ありますか。                                                                                                                                          |
| 各委員 | ・・・。                                                                                                                                                                         |
| 議長  | 特にないようですね。<br>次に、報告第２号について、事務局から説明をお願いします。                                                                                                                                   |
| 事務局 | <p>報告第２号（Ｐ４８～Ｐ４９）を説明する。<br/>〔農地法第４条の規定による届出の専決について〕</p> <p>市街化区域内農地の４条転用案件で、この度は、７月１１日から８月７日の間に受け付けたもの、９件につきまして、法定要件を満たしており、特に問題がないものとして、事務局長専決により受理書を交付しましたことをご報告いたします。</p> |
| 議長  | 有り難うございます。ご意見ご質問等ありますか。                                                                                                                                                      |
| 各委員 | ・・・。                                                                                                                                                                         |
| 議長  | 特にないようですので、確認いたします。<br>次に、報告第３号について、事務局から説明をお願いします。                                                                                                                          |
| 事務局 | <p>報告第３号（Ｐ５０～Ｐ５４）を説明する。<br/>〔農地法第５条の規定による届出の専決について〕</p> <p>市街化区域内農地の５条転用案件で、こちらも、７月１１日から８月７日の間に受け付けたもの２５件につきまして、法定要件を満たしており、特に問題がないものとして、事務局長専決により受理書を交付しましたことをご報告いたします。</p> |
| 議長  | 有り難うございます。何かご質問等ございませんか。                                                                                                                                                     |
| 各委員 | ・・・。                                                                                                                                                                         |
| 議長  | ないようですので、確認とすることをお願いします。<br>次に報告第４号について、事務局から説明をお願いします。                                                                                                                      |

|     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事務局 | <p>報告第4号（P54～P55）を説明する。<br/>〔合意による解約等の通知について〕</p> <p>合意による解約等の通知について、この度は、賃貸借契約の解約の通知が3件、使用貸借契約の解約の通知が3件ございました。このうち、利用権に該当するものは1件です。賃貸借契約の解約に伴う離作補償につきましては、いずれも「無償」となっております。</p> <p>以上、合意による解約等の通知につきまして、ご報告いたします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 議長  | 有り難うございます。なにか、ご質問等ございませんか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 各委員 | ・・・。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 議長  | <p>ないようですね。確認をお願いします。</p> <p>次に報告第5号について、事務局から説明をお願いします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 事務局 | <p>報告第5号（P56～P57）を説明する。<br/>〔県許可案件の許可状況について〕</p> <p>県許可案件の許可状況について、7月において10件に許可が下り、既に許可証を交付しておりますことを、ご報告いたします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 議長  | <p>報告、有り難うございます。確認をお願いします。</p> <p>次に報告第6号について、事務局から説明をお願いします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 事務局 | <p>報告第6号（P27）を説明する。<br/>〔農業経営改善計画（認定農業者）の認定について〕</p> <p>7月の会長決裁分について報告します。案件は2件で、いずれも継続申請です。</p> <p>林田町（上構・中構・下構）で稲作、雑穀等複合経営されている□□□□□□につきて、令和元年度に設定した目標を大幅に下回り赤字となってしまいました。その理由について農政総務課を通じて確認したところ、土づくりに失敗したとの回答がありました。目標を達成することはできませんでしたが、農業の経営拡大及び利益率の向上など、改善に向けた取り組みをされていることから、問題はなく、認定農業者として「おおむね適切である」と農業委員会から市長へ回答していました。</p> <p>その結果として、令和7年7月11日付けで継続認定したと市長から農業委員会へ通知がありました。</p> <p>田寺1丁目の工場内で椎茸等を栽培されている□□□□□□□□□□につきて、農業の経営拡大及び利益率の向上など、改善に向けた取り組みをされていることから、問題はなく、認定農業者として「適切である」と農業委員会から市長へ回答していました。</p> <p>その結果として、令和7年7月31日付けで認定したと市長から農業委員会へ通知がありました。</p> <p>報告は以上です。</p> |
| 議長  | 有り難うございます。なにか、ご質問等ございませんか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 各委員 | ・・・。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 議長  | <p>ないようですね。確認をお願いします。</p> <p>以上で、本日の議題は、すべて終了しました。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |

各 委 員

全体を通して、何かございますか。

・・・。

議 長

ないようですので、それでは、本日の会議はこれで終了します。有り難うございました。

(午後 2 時 4 5 分 終了)

議事録署名委員

(議 長)

田 靡 仁 志

---

(署名委員)

福 永 信 幸

---

(署名委員)

青 田 誠

---